②年金受給権の取得に係る

所得については所得税法9

われ、

課税が行われてい

る所得税法の規定等をまと

譲渡所得の計算に関係す

る事由により取得した前条

必

要

経

費

等

特別控除額

めると、下の図のようになる。

所得税法60条1項は、

得の金額、

山林所得の金

渡した場合における事業所 第1項に規定する資産を譲

条1項16号により非課税と

相続が発生すると①年金受 年金事件以前においては、

給権に相続税が課税され、

条)の計算において「総収

3

所得税法60条1項について

入金額」に含めて計算が行

小

[東村山]

には、①相続時に相続した

して相続税が課税され、 土地等の時価を課税価格と

はならないと判示した。

により所得税の課税対象と

所得稅法9条1項16号

相続した財産を譲渡した場合の譲渡所得課税

はじめに

長崎年金事件の最高裁判

は補佐人として、昨年5 り見かけなくなっている。 発表が最後で、最近はあま 討論会における北海道会の で研修会などが開かれたり れた日税連第39回公開研究 もしたが、昨秋仙台で行わ 論文が発表されたり、全国 とで話題になり、数多くの 当時は、二重課税というと 決が話題になったのは、平 成22年7月のことである こうした状況の中、筆者 である。 備書面を準備している状況

月、相続した財産を譲渡し た場合の現行の譲渡所得課

2、長崎年金事件による変更点

年金受給権の場合、

日に提出され、4回目の進 授に求めた意見書が1月7 て東京地裁で裁判を始めて る段階では、国が中里実教 いる。この原稿を書いてい 金事件の判決に反するとし 税の取扱いは、この長崎

の概要などは、 裁決事例集N85及びTAI 覧願いたい。 NS・F0-1-415で 公表されているので、事件 なお、裁決については、 そちらでご

額が雑所得 (所得税法35 され、③についてはその全 条1項16号の適用はないと 得税との二重課税であるの

る問題である。

取得価額引継方式を定める は、所得税法9条1項16号 た時の譲渡収入について 所得税法60条1項の存在が て、譲渡所得課税の趣旨や れている。その理由とし 税法33条により課税が行わ の適用はないとされ、所得 指摘されている。 れ、③その土地等を譲渡し

続税の課税対象になる部分 の課税対象に相当する部 部分(運用益に相当する部 最高裁判決は、各年の年金 は、同一の経済的価値に対 により計算される金額 続税法24条1項1号の規定 分)からなると解され、 分)と非課税部分(相続税 収入金額は、所得税の課税 する相続税又は贈与税と所 、有期定期金債権として相 しかし、長崎年金事件の のである。

その土地等の相続による取 1項16号により非課税とさ 得については所得税法9条 収入金額」に含まれていた ③の非課税所得の実現収入 た所得が実現した場合の収 取得という所得にとどまら 項16号により非課税所得と たがって、所得税法9条1 入(所得)にも及ぶことに ず、③の非課税所得とされ 記②の相続時の相続財産の して排除すべき所得は、上 この結果、これまで「総

すぎない。

件の場合は所得税法35条2 の「総収入金額」)に係わ の場合は所得税法33条3項 同時に、所得税法36条の ことはもちろんであるが、 1項16号の趣旨解釈にある 決の本質は、所得税法9条 「収入金額」(長崎年金事 長崎年金事件の最高裁判 の「総収入金額」、譲渡

取得費(33条3項、38条1項、別段の 定め:60条1項、措置法39条) 譲渡費用(33条3項)

(図)

である。

時の収入(現実に受け取る

た財産がその後に実現する

地等についても同じであ

このような課税関係は十

③その非課税とされ

年金額)には、

所得税法9

等を相続後に譲渡した場合

相続人が相続した土地

め」として、その柱書にお 得税法38条の「別段の定

いて、「居住者が次に掲げ

は、その者が引き続きこれ 所得の金額の計算について 額、譲渡所得の金額又は雑

> 総収入金額(33条 3項、36条1項)

価額、取得の時期を被相続 譲渡した場合の譲渡所得の 相続により取得した資産を す。」と定めるものであ を所有していたものとみな とすることを定める規定に 金額の計算において、取得 る。したがって、同条は、 への取得価額、取得の時期

所得の実現収入額を含むべ 税とされた上記③の非課税 合、所得税法33条や36条の きことはもちろん、 金事件の最高裁判決で非課 この規定の適用がある場 「総収入金額」に、長崎年 所得税法60条1項には、

を「総収入金額」より排除

しなければならなくなった

33条 3 項

譲

渡

所

得

容認するとすることは、 な「隠れたる課税要件」 を出されたのであるが、

る根拠となるものであると

することはできない。

難いことから、これを留保 時点における譲渡所得課税 では資産の増加益が具体的 について納税者の納得を得 に顕在化しないため、その 与等にあっては、その時点 税法60条1項1号所定の贈 第三小法廷判決は、「所得 平成17年2月1日最高裁 その後受贈者等が資産 と異なる考え方で判決文の って、ここに述べるところ らもちろんのことである。 一部ではいれないこと 理が構成され、納税者が しかし、この裁判は、所

た、譲渡所得をどのように しているわけでもなく、ま 増価益(非課税所得)を含 所得税法9条1項16号や所 と、所得税法60条1項は、 定されていない。そうする 計算すべきかについても規 めるべきとする定めが存在 人の資産の保有期間に係る

被相続

得税法33条の「総収入金 囲を決するに当たっては、 るということになる。この 判決によっても、何ら取扱 り、長崎年金事件の最高裁 が自然である」との意見書 る所得は除外して考えるの 同法60条の規定の対象とな 税法9条1項16号の適用節 ため、中里教授は、「所得 いは変更されない規定であ 額」とは無縁の規定であ 租 9ることはできないのであ

解釈であるといわなければ ならないのではなかろう はや法の解釈から逸脱した 税法律主義の下、このよう

が、裁判の結果は裁判官の 側の主張を簡単に紹介した みしかわからない。したが 行われている裁判の納税者 以上、現在、東京地裁で

号により一度非課税所得と 清算して課税することとし を含めることができないの 額」に非課税所得の実現額 て、その非課税とされた所 され、その後の受贈者の譲 ことになり、課税の繰り延 済得の金額の計算におい はできても、もはや清算)実現額が存在していない 扱われるべき非課税所得 あるから、課税として取 完法33条3項の「総収入金 2が再度課税所得とならな (得が所得税法9条1項16 いものである。」とする)増加益が具体的に顕在化 譲渡することによってそ ればならないのであっ 、このように言うために 課税であるとされ、所得 た時点において、これを 非課税所得の実現額も 相続財産の取得による 件の最高裁判決後において らないので、「取得価額引 双方の課税ベースに含まれ 分が、相続税及び所得税の 期間に係る値上がり益の部 とによって被相続人の保有 所得税法60条1項があるこ ることや、裁決のように、 を容認する規定であるとす について所得税を課すこと 間に係る値上がり益の部分 もって、被相続人の保有期 継方式」を採用することを 実現額を控除しなければな 額の金額から非課税所得の 得税法33条3項の総収入金 式」を採用することを定め 得の金額の計算について、い 続により取得した資産を譲 は、所得税法60条1項が、相 ているとしても、最初に所 :ゆる「取得価額引継方 した場合における譲渡所 したがって、長崎年金事

おわりに

味深い問題を多々含んでい る。これらについて、本稿 高裁判例の見直しなど、興 われることを期待するもの おいて、さらなる議論が行 を土台にして、税理士会に 条の必要性やこれまでの最 得税と相続税の関係の見直 しにとどまらず、措置法39